第四十一条第二項中「法第十四条第一項の」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する」に、「又は」を「若しくは」に、「購入したこと」を「、又は同条に規定する情報通信の技術を利用する方法により購入したこと」に、「購入した場合」を「、又は当該方法により購入した場合」に改める。

第四十二条中「対し販売した」を「対し販売し、又は引き渡した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　当該承認小売業者の氏名又は名称及び住所

第四十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において販売した場合　その販売を行つた特定販売場の名称

ロ　沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する特定販売施設において販売し、その販売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合　その販売を行つた特定販売場の名称及びその引渡しを行つた特定販売場の名称

ハ　沖縄振興特別措置法第二十六条に規定する情報通信の技術を利用する方法により販売し、その販売した物品を同条に規定する旅客ターミナル施設等において引き渡した場合　当該方法により販売した旨及びその引渡しを行つた特定販売場の名称

別表第一の十一の項中「環太平洋包括的及び先進的協定がペルーについて効力を生ずる日（二十一の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十一の項中「（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十六の項、四十三の項、五十の項及び五十七の項中「のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの」を削る。

（輸出貿易管理令の一部改正）

**第四条**　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四五の項中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十二第六項」に、「又は第十号」を「から第十号まで」に改める。

（税関関係手数料令の一部改正）

**第五条**　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項から第三項までの規定中「納付すべき」の下に「令和七年三月分以前の当該許可に係る」を加える。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

**第六条**　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・二〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇三・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に、「五七、三〇〇トン」を「五五、五〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に、「四、一五六、七〇〇トン」を「四、二二三、三〇〇トン」に、「三四七、九〇〇トン」を「三五四、二〇〇トン」に、「一四五、三〇〇トン」を「七八、七〇〇トン」に、「九二、〇〇〇トン」を「一四七、七〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和三年一〇月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に、「一二二五、五〇〇トン」を「五〇九、一〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に、「六、四〇〇トン」を「八、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に、「三八、二〇〇トン」を「三七、六〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三一日まで」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

**第七条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加え、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第三項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）に規定する消費税の徴収（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）に規定する酒税の徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

別表第四号中「、同条第四項」を「並びに船舶国籍証書若しくはこれに代わる書類の提示、同条第四項」に改め、同表第四号の二中「積荷に関する事項のうち郵便物に係るものに限る。）」を削り、同表中第四三号の七を第四三号の八とし、第四三号の四から第四三号の六までを一号ずつ繰り下げ、第四三号の三の次に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 四三の四 | 関税法第六十九条の十二第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による書類の提出 |

別表第五七号の二四中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項第五号」を「同条第五項第五号」に改め、同表第七九号の二中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、同表第八九号の四中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。